

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年3月 12 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400265号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2400016号

## 第1 結論

昭和54年\*月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年\*月から昭和57年3月まで

20歳になった昭和54年\*月頃、私は学生であったが、母親にA市役所で国民年金の任意加入の手続きをしてもらい、請求期間の国民年金保険料についても、具体的な納付場所等の記憶はないものの、母親に納付してもらっていた。請求期間に係る年金手帳や国民年金保険料を納付していた事実が確認できる資料等は残っていないものの、母親が納付手続きをしてくれたことに安心していたことをはっきりと覚えており、国の記録において、当該期間に係る保険料が未加入による未納となっていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付について、具体的な納付場所等の記憶はないものの、母親が行ってくれていた旨主張しているところ、これらを行ったとする母親からは具体的な証言が得られない上、請求者は、当該期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付について直接関与していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳(国民年金手帳記号番号:\*)において、国民年金の被保険者となった日は昭和63年4月1日である旨記載されているところ、オンライン記録によると、同日より前に請求者が国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金手帳記号番号のほかに、請求期間当時において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払

い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとするA市は、請求者の請求期間当時の国民年金に関する届出及び保険料の納付状況を確認できる資料については保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。